

平成24年度第2回公共交通事故被害者等支援懇談会 議事概要

1 日時

平成25年3月25日(月)16:00~18:00

2 場所

中央合同庁舎3号館4階 総合政策局局議室

3 出席者

有識者:垣本委員、下村委員、高木委員、富田委員、中島委員、美谷島委員
(林委員は御欠席)

行政:国土交通省総合政策局渡邊次長、公共交通事故被害者支援室員(安心生活政策課及び省内関係部局担当課担当者)等

4 議題

公共交通事故被害者支援室における被害者等支援の取組について等

5 概要

平成25年2月6日に開催した第1回懇談会で委員から頂戴した意見を踏まえ、その後実務者をメンバーとするマニュアル検討ワーキングチームにおいて検討のうえ策定した『業務マニュアル(案)』について説明し、意見交換を行った。

また、『公共交通事業者による被害者等支援計画策定のためのガイドライン(案)』について、直近で実施したパブリックコメントの結果とそれに基づくガイドラインの修正案を説明し、意見交換を行った。

当日委員から頂戴した意見を踏まえ『業務マニュアル(案)』と『ガイドライン(案)』を修正したうえで、これをもって平成25年度から支援業務を運用することとし、今後とも、実際の被害者等支援の対応等を踏まえ見直しを図っていくことで委員の了解を得た。また、『業務マニュアル』については、危機管理や捜査・救助等との関連性があることから、非公表として取り扱うこととなった。

意見交換において委員から出された主な意見は以下のとおり。

(業務マニュアルについて)

- 綿密な作業書ではなく、臨機応変に対応できるマニュアルにしてほしい。
- 被害者を継続的に支える組織であり、2次被害を発生させるような組織であってはならない。
- 支援を行うに当たっての心構えに関する記述で、「被害者が納得しない」と記載があるが、被害者にとって納得はあり得ない。むしろ、「命に対する思い」これが支援であり、そう書いて欲しい。

(業務マニュアルの別紙『被害者等の特性について』)

- 被害者等の特性に関する記述で、「認知のゆがみ」を「認知の変化」に訂正してほしい。
- 被害者等のストレス反応を時系列に記載したものについては、軽傷の被害者には当てはまるが、大規模な公共交通事故においては、遺族や、重症の被害者やその家族には当てはまらない。
- 遺族の立場ではストレス反応の現れる時期は個人個人によって違う。モデルに当てはまらない場合が多い。
- どなたを亡くしたかの関係性や性格によってもストレス反応は違う。悲嘆という言葉を入れてはどうか。

(支援室の支援内容等の案内について)

- 『コンタクトカード』の記載について、「窓口機能」という記載のみならず、もう少し具体的に何が出来るかを積極的に示した方が良いのではないか。
- 支援内容についてできないことを書いた方が良いという意見があるが、支援室は先ずは窓口として相談を聞き、コーディネートすることが大事。具体的にできるかどうか分からない内容の方が多い。
- コーディネートという点について、2010年にワシントンで調査した TDA(運輸災害支援オフィス)は6名で活動しており、直接支援することはなく、コーディネーター一役に徹していた。

(警察・消防との連携について)

- 文書による警察、消防への被害者支援に関する協力依頼は良い。
- 警察、消防との連携が可能となったことは前進。
- 事故発生時の個人情報提供に関する警察、消防との事前の取り決めは大事。しかし、消防で搬送先の病院を教えてもらっても、病院の方で個人情報の提供を拒否されることがあることを考えると、今後の課題としては、厚生労働省との取り決めや、国立病院や救命救急の学会、日赤などとの連携を検討してはどうか。

(ガイドラインについて)

- 1番のパブコメ意見「作成は義務づけか？」に対する回答案において、「自主的に作成」とあるが、これは微妙な表現。事故を想定外に置かず、常に安全安心が何か、それが崩れたときに何をするのかという意識付けが必要であり、支援室は事業者に対してそうしたことを指導し、計画を作らせることが大事。
- ガイドラインに事故現場に物品を残す記載があるが、これは事故を風化させたくない、教訓とするということ。明石花火大会歩道橋事故の遺族は物品を残さず、

7月21日を「安全の日」としたいと働きかけ、明石市がそのように指定した。遺族には現場を残して欲しい人と見たくもない人がいる。大切なのは遺族への支援を事業者トップの責務として明記することであり、これにより安全につながる。

- 祈る場所は心のよりどころ。見たくないと見たい気持ちが同居する。長い年月を命の重みを忘れずに事業者が対応することは大事であり、国もそのように指導してほしい。
- パブコメの意見で負傷者の視点が足りないという意見があったが、最初に「被害者等」とは被害者及び被害者の家族・遺族であることを説明しておくが良い。
- 事業者は支援計画作成にあたって、どこから手を付けて良いか分からない。ガイドラインに必須事項と対応できれば良いというレベルがあれば、最初に取りかかり易くなるのではないか。

(研修について)

- 支援員に対する研修は継続的に実施するのが良い。官庁の職員も転属があるので、システムとして継続していくように願う。
- 昨年の研修は座学が多いように感じる。事故をシミュレートした演習形式も効果的ではないか。

(その他)

- DPAT(ディパット)という災害時のメンタルヘルスサポートチームの組織について厚生労働省が検討を進めているので、今後、支援室においては、連携を視野に入れておくが良い。